

漁協系統信用事業における総合的な監督指針（平成17年4月1日付け金監第807号・16水漁第2697号金融庁監督局長・水産庁長官通知）新旧対照表

（別紙10）

（傍線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>II-10 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 II-10-1 意義</p> <p>組合は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために金融取引における事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚・聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</p> <p>このため、各組合においては、障がい者等に関する法令等を遵守するとともに、平成22年8月26日付で金融庁監督局長が金融機関業界団体等に対して発出した要請文「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」に示された「視覚障がい者対応ATMの増設」や「複数の行員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施」など、視覚障がい者からの要望等を踏まえた取組みを積極的に推進するよう努めることが重要と考えられる。</p> <p>II-10-2 主な着眼点 (1) 総論</p>	<p>II-10 障がい者等に配慮した金融サービスの提供 II-10-1 意義</p> <p><u>組合は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条に基づき、不当な差別的取扱いにより障害者の権利利益を侵害することが禁止されているほか、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めることとされており、これを遵守する必要がある。</u></p> <p><u>また、組合は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障がいのために金融取引における事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障がい者等」という。）に対しても、視覚・聴覚に障がいのない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。</u></p> <p>このため、各組合においては、障がい者等に関する法令等を遵守するとともに、平成22年8月26日付で金融庁監督局長が金融機関業界団体等に対して発出した要請文「視覚障がい者に配慮した取組みの積極的な推進について」に示された「視覚障がい者対応ATMの増設」や「複数の行員の立会いによる視覚障がい者への代筆及び代読の規定化並びに円滑な実施」など、視覚障がい者からの要望等を踏まえた取組みを積極的に推進するよう努めることが重要と考えられる。</p> <p>II-10-2 主な着眼点 (1) 総論</p> <p>① <u>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に係る具体的な取扱いを示した「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年12月7日農林水産省告示第2636号）及び「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成28年2月12日金融庁告示第3号）（以下「障害者差別解消対応指針」という。）の各規定</u></p>

組合の店舗若しくは設備又は取引に係る手続において、障がい者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか。また、組合の店舗若しくは設備の新設又は新しい手続の導入の場合に、必要に応じて、障がい者等に配慮した仕様を検討しているか。

組合が、障がい者等に配慮した取組みを推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障がい者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。

障がい者等から組合に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障がい者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

（中略）

II-10-3 監督手法・対応

障がい者等に配慮した取組み及び当該取組みを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

当局としては、障がい者等から組合に対する意見が寄せられた場合、当該組合に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。仮に、当該整備状況に問題が認められる場合は、改善を促すこととする。

また、組合の内部管理態勢の整備に向けた姿勢や実効性等に疑義が生じ、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を確保できないおそれがある場合は、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。

に基づき、適切に対応しているか。

② 組合の店舗若しくは設備又は取引に係る手続において、障がい者等の金融取引の利便性を向上させるよう努めているか。また、組合の店舗若しくは設備の新設又は新しい手続の導入の場合に、必要に応じて、障がい者等に配慮した仕様を検討しているか。

③ 組合が、障がい者等に配慮した取組みを推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障がい者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。

④ 障がい者等から組合に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組みを行うよう努めているか。また、障がい者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

（中略）

II-10-3 監督手法・対応

障害者差別解消対応指針に基づく取組み及び障がい者等に配慮した取組み並びにこれらの当該取組みを補完する相談苦情処理機能が構築され機能しているかどうかは、利用者保護及び利用者利便の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

当局としては、障がい者等から組合に対する意見が寄せられた場合、当該組合に伝え、内部管理態勢の整備状況を確認する。

また、組合の内部管理態勢の整備状況に問題が認められる場合は、必要に応じ、報告（水協法第122条に基づく報告を含む。）を求めることを通じて、組合における自主的な改善状況を検証することとする。

附 則

この通知は、平成28年〇月〇日から適用する。